

第6節 健康づくり・栄養改善

1 企業の「健康経営」総合推進事業

本県の健康づくり対策では「いしかわ健康フロンティア戦略2018」に基づき、生涯にわたり元気で自立して暮らせる期間である「健康寿命」の延伸を図るため、特に生活習慣病の発症が増加する30～50歳代への働きかけが課題となっている。そこで、企業等と連携し、働き盛り世代の生活習慣病対策を推進することを目的に、従業員や県民の健康づくりに積極的に取り組む企業を表彰する「健康づくり優良企業の表彰」を県要綱に基づき実施した。

また、健康づくりに取り組もうとしている企業を募集し、健康管理部門・福利厚生部門・給食部門等と連携し、企業の取り組みを支援した。

企業における健康づくりの普及啓発を目的として、健康づくり優良企業の取り組み事例及び企業への支援内容等を事例集としてまとめ、配布した。
(根拠法令：健康増進法 第3条)

表1 健康づくり優良企業表彰を受けた企業

令和3年度

企業名	市町	主な取り組み
株式会社 江口組	小松市	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの促進に向けた取り組み ・運動の機会の増進に向けた取り組み ・食生活改善に向けた取り組み
株式会社 鈴木鉄工	能美市	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの促進に向けた取り組み ・従業員の感染予防に向けた取り組み ・メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み
太陽工業 株式会社	加賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の治療と仕事の両立に向けた取り組み ・保健指導及び特定保健指導の実施の機会に関する情報提供の取り組み ・従業員の感染予防に向けた取り組み
株式会社 中野製作所	川北町	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導及び特定保健指導の実施の機会に関する情報提供の取り組み ・従業員の感染症予防の取り組み ・健康づくりに関する研修・セミナーの実施または定期的な情報提供

表2 健康づくりに取り組む企業への支援

令和3年度

企業名等	内容
協和金属工業 株式会社	禁煙・受動喫煙対策

2 喫煙防止教育推進事業

(根拠法令：健康増進法 第3条、第25条)

タバコによる健康被害を防ぐためには、喫煙しない次世代づくり、喫煙者への禁煙支援、受動喫煙を受けない環境整備が重要である。

受動喫煙（改正健康増進法）に関する相談（令和3年度）

	個別	集団	合計
指導件数（件）	14	13	27
指導延人数（人）	14	2466	2480

喫煙可能室設置施設届出件数 132件
(令和4年3月31日現在)

3 地区組織の育成

食生活改善推進協議会は、推進員が地域の住民に共通する食生活の問題を解決するために、組織的に活動する食生活改善地区組織である。

日時・会場	内 容	参加者
令和3年5月12日（水）	南加賀総会 ※研修会は実施していない	新旧会員6名
令和3年9月21日（火）	南加賀食生活改善推進協議会第1回リーダー研修会 (1) 講話：「新型コロナウイルス感染症の対応」 講師：南加賀保健福祉センター 企画調整課技師 (2) 講話：「栄養ミニ講座」 講師：公衆栄養学臨地実習生	会員14名 他公衆栄養学臨地実習生 8名 —
令和3年4月～令和4年3月 南加賀保健福祉センター	南加賀食生活改善推進協議会役員会 全3回	役員 11名

4 食育推進体制整備事業

いしかわ食育推進計画の3つの目的に基づき、食育に携わる関係者が連携し、身近な地域での食育を推進するために地域版食育推進計画等の認定・活動支援を行った。

(根拠法令：食育基本法 第17条)

- ①地域版食育推進計画： 6団体
- ②子ども食育応援団： 2団体
- ③いしかわ食育手伝い隊： 3団体
- ④食育コーディネーター： 4名

5 「健康づくり応援の店」の認定・指導

今日、県民の食生活の多様化に伴い外食への依存が高まっている。生活習慣病の予防や健康づくりには、外食を含めた適切な食生活が重要である。

そこで、健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供を行う飲食店と連携し、

「健康づくり応援の店」に認定した。それにより、健康づくりを食生活から支援するとともに、適切な健康情報を提供するための環境整備を図ることを目的とし、「健康づくり応援の店」の認定と認定店の確認・指導を行った。(関係法令：健康増進法 第3条)

表1 「健康づくり応援の店」認定・指導状況

令和3年度

区 分	小松市	加賀市	能美市	合 計
認定店舗数（3年度に指導を行った店舗数）	6 (2)	19 (3)	5 (2)	30 (7)

6 国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は戦後の緊急食糧援助を各国から受けるための基礎資料を得ることを目的として開始された国民栄養調査を引き継いで実施されている。昭和23年からは全国規模の調査として、毎年実施されている。昭和27年には栄養改善法が制定され、栄養改善法に基づく国民栄養調査として法律に規定されている。平成15年には健康増進法の施行に伴って栄養改善法が廃止され、国民栄養調査も国民健康・栄養調査に引き継がれている。

国民健康・栄養調査は調査開始当初の栄養素の欠乏を念頭に置いた調査から高度経済成長や食生活の変化を受けて、エネルギーの過剰摂取や偏った食生活を大きな問題として捉えた調査が行われるようになっていく。

令和3年国民健康・栄養調査については、前年度に実施予定の大規模調査が繰り越され実施に向け準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった。

7 特定給食施設等指導

(1) 特定給食施設担当者研修会

管内の特定給食施設等に携わる栄養士及び調理業務従事者等を対象に行った。食にかかわる最新

情報等を修得することにより、栄養管理の向上を図ることを目的として研修会を開催した。

表1 特定給食施設担当者研修会

令和3年度

日時・会場	内 容	参 加 者
令和4年2月18日(金) 15:00~16:15 オンライン研修 南加賀保健福祉センター	【特定給食施設等調理師従事者研修会】 講義 「給食施設における衛生管理」 講師 当センター 食品保健課 宮坂技師	特定給食施設等に従事する 調理師・調理従事者等 121名
令和4年3月2日(水) 14:00~16:00 オンライン研修 南加賀保健福祉センター	【管内栄養士研修会】講義「日本食品標準成分表2020年版(八訂)の概要と活用のポイント」 講師 学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊 智子 氏	施設等の栄養士、市町行政栄養士等 84名

(2) 巡回指導

管内の特定給食施設等に対し、給食の質を高めることを目的として、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の

調理方法の改善等について必要な支援及び指導を行った。

(根拠法令：健康増進法 第18条 第24条)

表2 特定給食施設等巡回指導実施状況

令和3年度

施設の規模 施設の種類の		特定給食施設				その他の給食施設		施設合計数
		1回300食又は1日750食以上		1回100食又は1日250食以上		栄養士有	栄養士無	
		栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無			
学 校	施設数	22 (28.6)	2 (2.6)	7 (9.1)	32 (41.6)	0 (0.0)	14 (18.2)	77 (100.0)
	巡回指導数	13 (52.0)	0 (0.0)	4 (16.0)	8 (32.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (32.5)
病 院	施設数	4 (23.5)	0 (0.0)	6 (35.3)	0 (0.0)	7 (41.2)	0 (0.0)	17 (100.0)
	巡回指導数	4 (23.5)	0 (0.0)	6 (35.3)	0 (0.0)	7 (41.2)	0 (0.0)	17 (100.0)
介護老人 保健施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (64.3)	0 (0.0)	5 (35.7)	0 (0.0)	14 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	5 (35.7)
介護医療院	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
老人福祉 施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (55.6)	0 (0.0)	10 (37.0)	2 (7.4)	27 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (41.7)	0 (0.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	12 (44.4)
児童福祉 施設	施設数	1 (1.2)	0 (0.0)	36 (44.4)	13 (16.0)	13 (16.0)	18 (22.2)	81 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	0 (0.0)	1 (7.1)	9 (64.3)	14 (17.3)
社会福祉 施設	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.8)	0 (0.0)	9 (52.9)	6 (35.3)	17 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (23.5)
事業所	施設数	8 (25.8)	1 (3.2)	6 (19.4)	5 (16.1)	1 (3.2)	10 (32.3)	31 (100.0)
	巡回指導数	2 (11.1)	1 (5.6)	4 (22.2)	3 (16.7)	1 (5.6)	7 (38.9)	18 (58.1)
寄 宿 舎	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
自 衛 隊	施設数	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	巡回指導数	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
その 他	施設数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (52.0)	12 (48.0)	25 (100.0)
	巡回指導数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	5 (20.0)
計	施設数	36 (12.2)	3 (1.0)	83 (28.2)	50 (17.0)	59 (20.1)	63 (21.4)	294 (100.0)
	巡回指導数	20 (19.8)	1 (1.0)	28 (27.7)	11 (10.9)	19 (18.8)	22 (21.8)	101 (34.4)

()内は割合 (%)